

鳥取県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年5月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩 美線	鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同市国府町 新井字舟山嶋269-3地先まで	変更前	9.3~10.1	242.0
		変更後	9.3~39.8	257.0